# 令和5年度 第1回 習志野市公民館運営審議会

令和5年7月26日(水)午前10時~ 習志野市中央公民館(プラッツ習志野北館) 1階 集会室1・2

## 習志野市公民館運営審議会【令和5年度第1回】

日時: 令和5年7月26日 (水曜日) 午前10時~ 場所:習志野市中央公民館 (プラッツ習志野北館)

1階 集会室1・2

## 会議次第

#### 開会前

1 委員自己紹介

#### 開会

- 第1 会議の公開(非公開)
- 第2 会議録の作成等
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 報告
  - (1) 令和4年度公民館事業の実績報告について
  - (2) 令和5年度公民館事業・予算について
- 第5 その他(事務連絡等)

閉会

### 第26期 習志野市公民館運営審議会委員

No.	氏 名	職 業・役 職	委嘱事由
1	イノウェ サトコ 井上 聡子	谷津小学校長	学校教育関係者
2	<sup>ナカダイ</sup> マサユキ 中台 雅 <b>之</b>	青少年相談員連絡協議会会長	社会教育関係者
3	ゴトウ キョウコ 後藤 京子	袖ケ浦公民館地区学習圏会議副議長	社会教育関係者
4	カワマツ カズアキ 川松 和昭	谷津公民館サークル連絡協議会副会長	社会教育関係者
5	ョコヤマ トモコ 横山 智子	新習志野公民館地区学習圏会議副議長	社会教育関係者
6	オグラ ケイコ 小倉 恵子	公募委員	社会教育関係者
7	<sup>ムラタ</sup> ノリコ 村田 典子	公募委員	社会教育関係者
8	ドミョシ マイコ 富吉 麻衣子	実花おはなし会会員	家庭教育関係者
9	タカオカ アケミ 高岡 明美	菊田おはなし会会員	家庭教育関係者
10	フクシマ ショウコ 福嶋 尚子	千葉工業大学工学部准教授	学識経験者

関係法令 社会教育法第29条及び第30条

習志野市教育機関設置及び管理に関する条例第9条

定数・任期 10人以内、2年

委嘱期間 令和4年6月1日~令和6年5月31日

#### 公民館運営審議会委員の職務概要

#### 【社会教育法】

(公民館運営審議会)

- 第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画 実施につき調査審議するものとする。
- 第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、 当該市町村の長)が委嘱する。
- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民 館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合にお いて、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するも のとする。

#### 【習志野市教育機関の設置及び管理に関する条例】

(運営審議会)

- 第9条 公民館に習志野市公民館運営審議会(以下「運営審議会」という。)を 置く。ただし、各公民館に共通の一の運営審議会とする。
- 2 運営審議会の委員は10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭 教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 【習志野市公民館管理規則】

(公民館運営審議会)

- 第8条 公民館運営審議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は会議を主宰し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すると ころによる。

#### 【委員構成】 10名

学校教育関係者 1 名、社会教育関係者 6 名(うち公募委員 2 名)、 家庭教育関係者 2 名、学識経験者 1 名

【任期】2年間

【審議回数】 年に2回程度開催